

はだの環境マネジメントシステム推進組織に関する要綱

令和2年4月1日
施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の環境マネジメントシステムの構築及び運用をするに当たり、その推進組織の体制、役割、責任及び権限について必要な事項を定める。

(対象とする組織)

第2条 この要綱において対象とする本市の組織は、次のとおりとする。

- (1) 市長事務部局（こども園を除く。）
- (2) 議会局
- (3) 農業委員会事務局
- (4) 監査事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 教育委員会（小学校、中学校及び幼稚園を除く。）
- (7) 消防本部及び消防署（事務部門における事務活動及び施設管理を対象とする。）
- (8) 上下水道局

(環境マネジメント推進組織)

第3条 環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の推進に当たり、次のとおり実行のための職及び管理のための委員会等を置き、別図のとおり組織する。

- (1) 実行のための職
 - ア 環境管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）
 - イ 環境管理責任者（以下「管理責任者」という。）
 - ウ 環境管理副責任者（以下「管理副責任者」という。）
 - エ 部門責任者
 - オ 環境管理推進員（以下「推進員」という。）
- (2) 管理のための委員会等
 - ア 環境管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）
 - イ 環境管理推進事務局（以下「事務局」という。）

(最高責任者)

第4条 最高責任者は、次に掲げる権限を執行する。

- (1) 環境方針を決定すること。
- (2) システムの適用範囲を決定すること。
- (3) システムの確立、実施、維持及び管理に当たり、必要な人的・物的資源（技能及び技術を含む。）及び財政的資源を用意すること。
- (4) 環境目標を承認すること。
- (5) 環境マニュアルを承認すること。
- (6) 毎年1回以上、システムの見直しを行うこと。

2 最高責任者には、市長を充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、システムの運用責任者として、次に掲げる責任及び権限を執行する。

- (1) 環境方針の原案を作成すること。
- (2) 法的及びその他の要求事項（環境関連の法令等（基準又は規制のある法令等に限る。）で義務付けられている事項をいう。以下同じ。）について、法的及びその他の要求事項登録表を承認し、最高責任者に報告すること。また、前年度の遵守状況を評価し、最高責任者に報告すること。
- (3) 環境目標を策定し、最高責任者に報告すること。
- (4) 決定された環境目標について、必要に応じて部門を特定し、共通項目に係る部門別の環境目標を承認すること。
- (5) 環境研修について、年間計画を承認すること。
- (6) 緊急事態等について、準備及び対応に関する計画を承認すること。

- (7) 緊急事態等の概要について、部門責任者から報告を受け、最高責任者に報告すること。
 - (8) 点検・評価について、結果をとりまとめて最高責任者に報告すること。
 - (9) 不適合が発生した場合、関係する部門責任者に是正処置を勧告し、実施された不適合の是正処置の概要について、最高責任者に報告すること。
 - (10) システムの見直しに必要な情報を最高責任者に提供し、見直しの指示を受け、その指示を実施し、改善状況を確認すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、システムの確立、実施、維持及び管理に関すること。
- 2 管理責任者には、総務部を担任する副市長を充てる。
(管理副責任者)
- 第6条 管理副責任者は、管理責任者を補佐し、管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、その職務を代理する。
- 2 管理副責任者には、総務部長を充てる。
(部門責任者)
- 第7条 各部等の活動を推進するため、各部等に部門責任者を置き、各部等の長（部を設置していない組織にあっては、その組織の長）を充てる。
- 2 部門責任者は、自ら所管する部等の環境保全活動を推進するため、次に掲げる責任及び権限を執行する。
- (1) 推進員に法的及びその他の要求事項調査表の作成を指示するとともに、作成された文書の内容が適切か確認して、管理責任者に報告すること。
 - (2) 法的及びその他の要求事項について、前年度の遵守状況の内容が適切か確認して、管理責任者に報告すること。
 - (3) 推進員に部等の目標の作成を指示し、決定すること。
 - (4) 法規制により必要とされる資格者を育成するため、関係する職員を講習会に参加させること。
 - (5) 緊急事態等を予防及び緩和するとともに、発生時に対応処置を講じ、管理責任者に報告すること。
 - (6) 点検・評価について、実施の報告を承認すること。
 - (7) 自ら所管する部等における不適合を是正し、管理責任者に報告すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、自らが所管する部等のシステムの確立、実施、維持及び管理に関すること。
- (推進員)
- 第8条 各課等の活動を推進するため、各課等に推進員を置き、各課等の長を充てる。
- 2 推進員は、部門責任者のもと、自ら所管する課等の環境保全活動を推進するため、次に掲げる責任及び権限を執行する。
- (1) 部門責任者の指示により、法的及びその他の要求事項調査表及び目標を作成すること。
 - (2) 法的及びその他の要求事項について、前年度の遵守状況を評価し、部門責任者に報告すること。
 - (3) 自ら所管する課等の職員に対する研修計画を作成し、研修を実施すること。
 - (4) 自ら所管する課等で運用する手順書の制定及び改正を行い、その内容を事務局に報告すること。
 - (5) 自ら所管する課等の緊急事態等について、準備及び対応に関する計画を作成し、管理責任者に提出すること。また、訓練を実施するとともに、その内容を記録し、部門責任者に報告すること。
 - (6) 緊急事態等が発生又は発生するおそれがあると認められる場合には、応急措置をし、部門責任者に報告すること。
 - (7) 点検・評価について、部門責任者に報告すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境活動について、必要な業務を行うこと。
- 3 推進員は、業務を補佐させるため、実行主任を置くことができる。
(推進委員会)
- 第9条 推進委員会は、システムに関する事項を総合的かつ専門的に協議し、各部門の総合調整を行う。
- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には、総務部長を、副委員長には環境産業部長及び上下水道局長を充てる。
- 3 委員長及び副委員長のほか、推進委員会の委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

- 4 推進委員会の所掌事項は次のとおりとする。
- (1) 法的及びその他の要求事項の審議に関すること。
 - (2) 環境目標の審議に関すること。
 - (3) システムの見直しに係る環境情報に関すること。
 - (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第14条第1項に規定する中長期的な計画の検討に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、システムの維持及び管理に関すること。
- （事務局）

第10条 システムに関する庶務その他必要な事項を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の事務は、財産管理課が行う。
 - 3 事務局は、次に掲げる責任及び権限を執行する。
 - (1) 法的及びその他の要求事項について、法的及びその他の要求事項登録表を作成すること。
 - (2) 環境目標の原案を作成すること。
 - (3) 環境マニュアルの原案を作成すること。
 - (4) 環境研修について、年間計画案を作成すること。
 - (5) 実行部門に共通する緊急事態等について、準備及び対応に関する計画を作成すること。
 - (6) 点検・評価について、結果をとりまとめること。
 - (7) システムの見直しに必要な情報を取りまとめること。
 - (8) 環境マニュアルの配布や記録の保管に関すること。
 - (9) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条第1項に規定する中長期的な計画の原案を作成すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、システムの確立、実施、維持及び管理に関すること。
- （補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、環境マネジメント推進組織について必要な事項は、最高責任者が定めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
（秦野市環境管理システム推進組織に関する要綱の廃止）
- 2 秦野市環境管理システム推進組織に関する要綱（平成15年10月27日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第9条関係）

政策部長
くらし安心部長
文化スポーツ部長
福祉部長
こども健康部長
はだの魅力づくり担当部長
都市部長
建設部長
議会局長
農業委員会事務局長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長
教育部長
消防長

別図 (第3条関係)

